

Title	不法行為債権の消滅時効をめぐる比較法的一瞥：立法論的考察の前提として
Sub Title	
Author	平野, 裕之(Hirano, Hiroyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の法律学 民事法：慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008. ) ,p.165- 196
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88453692-00000004-0165">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88453692-00000004-0165</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

不法行為債権の消滅時効をめぐる

比較法的一瞥

——立法論的考察の前提として——

平野裕之

- 一 はじめに
- 二 不法行為債権の時効について特則を設けない立法  
——ローマ法以来の三〇年の原則による立法
- 三 特則を設ける立法(1)  
——最長期間(二重期間)を設けない立法
- 四 特則を設ける立法(2)  
——最長期間(二重期間)を設ける立法
- 五 不法行為債権の時効規定における特則
- 六 比較法から得られる示唆——立法論的提言に向けて

一 はじめに

1 三つの立法例の接近

ローマ法においては、訴権の消滅時効（以下、時効と略称）の期間は三〇年であり、不法行為訴権について、プレートルの刑罰訴権は一年の短期の制限を受けていたものの、アクイリア訴権については特別の時効規定はなかった。<sup>(1)</sup>しかし、不法行為に基づく損害賠償請求権（以下、不法行為債権と略称）は取引上の債権とは異なり、弁済という消滅レベルではなく成立レベルでの証明が専ら問題となり、また額が分からないなど賠償義務者の不安定な地位からの解放の必要性が高いなどといった特殊性がある。そのため、一七九四年のプロイセン一般ラント法は、不法行為債権の時効について特別規定を置き、この影響を受けたドイツ民法などの立法では不法行為債権についての特別規定が置かれるようになる（日本民法七二四条もこの一つ）。

他方で、近代民法典の出発点をなしたフランス民法典は、不法行為債権についてなんら特別規定を置かず、ただ犯罪になる場合につき治罪法において、私訴時効についても刑の確定がある場合を別として公訴時効と同じ規律に服せしめる特則があった<sup>(2)</sup>だけであり（刑が確定した場合、または、犯罪にならない不法行為については、原則的時効期間である三〇年が適用される）、フランス法の影響を受けた諸立法も同様であった（日本の旧民法・治罪法も）。また、イギリスでは、一六二三年出訴期限法により、これらとはまた別の系列の時効法規を持ち、また不法行為の訴訟類型によって時効期間が複雑に異なっていた（不法行為に限らず全体に時効期間は短期）。

ところで、時効法全体について近時世界的に共通の性質、「短期化」と「単純化」が見られるようになっているといわれるが、不法行為債権の時効についても、世界の立法が似たような立法になる傾向が見られるようになっている。先に指摘したフランスでも一九八五年の法改正により、民法に不法行為債権についての特別規定を導

入しており、今や世界的にみて不法行為債権について特別規定を置くのが普通になっている（イギリス法も単純化の努力がされており、今も改革準備中）。更には、時効の「単純化」及び「短期化」という世界の時効法の流れは、原則的時効期間そのものを短期化し、また、一般規定としていわゆる主観的起算点及び最長期間（二重期間）を導入する立法を生み出し、不法行為債権もここに吸収してあえて規定を置かないことさえも可能となっている（ベーターズ、ツインマーマンの鑑定意見書の草案が先駆け）。

## 2 不法行為債権の時効法制の発展概説

### (一) 時効期間の短期化＋主観的起算点の登場

プロイセン一般ラント法第一編第六章は、ローマ法のプレートル訴権の一年ではなく、不法行為債権について、①損害と加害者を知ってから三年以内に裁判上で賠償請求をすることを怠った者はその権利を失うものと規定をし（五四条）、②加害の時から三〇年を経過した場合には、損害と加害者を知らなくても同様とされている（五五条）。

不法行為債権の場合、賠償義務者を短期に解放する必要性があるが、時効期間を短縮することには、取引債権とは異なる難点を払拭できない。即ち、同じ短期消滅時効でも、取引上の債権とは異なり起算点をめぐって被害者（＝債権者）保護の考慮が不可欠なのである。即ち、債権者・債務者間で債権の存在が明らかな取引上の債権では起算点はいわゆる客観的起算点でよいが、不法行為では、客観的には被害者である債権者が不法行為により損害賠償債権を取得していても、損害を知らなかったり（例えば、別荘に泥棒が入ったの知らない）、損害は知っていても加害者が誰かは知らない（例えば、別荘に被害を受けたことは知ったが、加害者が不明）ということがありえるのである。そこで、権利を失う債権者＝被害者の権利行使可能性が保障される必要があり、損害賠償債権成

立時（客観的な権利行使可能時）から短期の時効を起算するのは適切ではないのである。そのため、短期化と被害者保護との調整のために、時効の起算点を被害者が損害及び加害者を知った時、即ち、債権の成立と債務者とを知った時とする、いわゆる主観的起算点が時効法の世界に登場したのである。

(二) 最長期間（二重期間）の登場

(1) 「起算」対応型最長期間

ところが、主観的起算点によると、損害を知らなかったり加害者が不明であるため時効がいつまでも「起算」されない事例が生じてしまい、その場合、本来の時効期間よりも却って時効完成が遅れかねないことになる。そのため、原則である債権についての客観的起算点からの三〇年より厚い保護をする必要はないので、原則の時効（期間及び起算点）をそのような場合のための最大限を画する期間として適用することを認め、二重に時効期間を設定するようになる。

(2) 「起算」「延長」両対応型最長期間

ところが、近時は最長期間の位置づけが変わってきている。①短期化された時効期間の主観的起算点の「起算」に対処するためではなく、②原則の時効期間まで短期化されたため、一方で原則の時効期間を超えないという制限によることはできず、他方で、全体に短期化したために中断・停止によりいつまでも時効が延長されることは耐えられず、不法行為に限定せず一般規定として「延長」へのデッドラインとして最長期間（二重期間）を設定する立法が現れるのである。<sup>3)</sup>ここにいたって、中断・停止はないが、援用が必要なので時効であるという、除斥期間と時効との境界線のグレーゾーンに位置するような特殊な時効期間が登場することにもなる。また、不法行為債権の時効が、時効の一般規定に吸収され、不法行為債権の時効の特例だけを規定する例も登場してくる。

## (三) 時効の短期化・単純化との関係

近時の時効法の世界的な特徴として、時効期間の短期化・単純化を指摘できる。不法行為債権の分野では、短期化はいうまでもない。問題は単純化である。一九八五年改正前のフランス法のように、不法行為が犯罪に該当すると公訴時効と同じ規律を受けるのは、単純化に明らかに反しこれが放棄されたのは当然である。イギリスの一六二三年出訴期限法のように、訴訟類型ごとに細かく時効期間期間を変えるのは、不法行為の侵害態様や侵害法益に応じた違法性に対応する妥当な解決なようではあるが、解決の柔軟性は限界事例や複合的事例をめぐって問題を残し法的安定性を害することになる。

単純化を突き詰めれば、何度も述べたように、不法行為債権の特則規定を廃止して、完全に一般規定に一元化してしまうことも考えられるが、不法行為債権の時効の特殊性を完全に無視してしまつてよいのかは疑問が残される。後述するように、不法行為について特則を設けたまたその中で更に特則を設ける例が多く、単純化と事例類型に応じて適切な扱いの差を設ける要請との調和の必要性が、とりわけ不法行為債権の時効では問題になることに注意が必要である。

このような特殊性を持つ不法行為債権の時効制度について、既に民法七二四条の起草過程の議論や解釈論について<sup>(4)</sup>はすぐれた論稿がある。本稿は、消滅時効の立法論議が現実のものとなつてきている現在、不法行為債権の時効を抜きにして時効法の立法を語れないので、不法行為債権の時効制度について立法論的な検討を行いたい。本稿では先ずその前提作業として、比較法的な傾向を確認し、立法論への示唆を得たい。

(1) 末川博「不法行為に因る損害賠償請求権の時効」同『私法の危殆』一二九頁(昭二四)による。その理由は、長い時の経過により損害の事実とその量定とが不明にならないようにするため、また、加害者を知つて裁判による賠償の援助を求めずに

三〇年も過ぎずことは許されないとしたことにある。

(2) 但し、不法行為が犯罪にも該当する場合には、私訴についても治罪法の刑の時効が適用され一〇年、三年または一年の時効にかかることになっていた。旧民法財産編三七九条も同様であり、犯罪を構成する場合には、刑事訴訟法の民事訴訟の時効に関する規則に従うことになっている。そして、旧刑事訴訟法では、付帯私訴しようとする付帯せずに行われる私訴であろうと公訴の時効とその時効は同じであり（九条一項、一五年、一〇年、七年・三年、一年、六ヶ月）、但し既に刑の言渡しがあるときは民法の時効規定により（九条二項）、公訴及び私訴の時効の起算点は「犯罪の日」とされている（一〇条）。

(3) 一九八五年の製造物責任についてのEC指令や、契約上の債権であるC I S Gの時効版である一九七四年のニューヨーク条約が「延長」対応型の最長期間の先例といえよう（二つの期間の起算点は同じ。中断・停止のある四年と、中断・停止のない一〇年とが設定されている）。

(4) 内池慶四郎『不法行為責任の消滅時効』（平成五年）、新美育文「不法行為損害賠償請求権の期間制限1・2完」法律時報五五巻四号二七頁、五五巻五号四〇六頁（昭五八）、松久三四彦「消滅時効」『新・現代損害賠償法講座1』二五五頁（平九）など参照。

## 二 不法行為債権の時効について特則を設けない立法

### ——ローマ法以来の三〇年の原則による立法

冒頭に述べたように、一八〇四年のフランス民法典は、不法行為債権について何らの特別規定を置かず、犯罪となる事例について、治罪法に私訴についての特則が規定されていたに過ぎない。刑が確定すれば、犯罪から三〇年の民法の原則的時効が適用されるが、そうでない限り公訴時効と同じ時効に服し、これは付帯私訴による場合に限らなかったのである。後述のように、不法行為債権の時効について特別規定を設ける立法には、犯罪につ



いて時効期間を長期化する立法こそあれ、逆に免責を早めるというのは合理性が疑われる。民事責任と刑事責任とが未分離とまではいわないまでも、両責任を分ける近代法においては支持を得られないであろう。

犯罪となる場合はとりあえず措くとして、フランス民法においては、契約上の債権について、短期消滅時効制度が導入され、最も短いものでは六ヶ月で消滅時効にかかり、三〇年という原則的時効期間はかなり空洞化されている状況において、不法行為債権が三〇年の時効というのはいかにも長すぎる。そのため、プロイセン一般ラント法の影響を受けた諸立法が、不法行為債権の時効について短期の時効を導入していることもあり、フランスやベルギーも遅れたものの、二〇世紀後半には特別規定を導入することになる。その結果、依然として、不法行為について時効の特則を設けていないのは、製造物責任法などの特則は当然あるが、ルクセンブルグ民法くらいである。しかし、もはや立法の際の選択肢としては無視してよいであろう。

### 三 特則を設ける立法(1)——最長期間(二重期間)を設けない立法

まず、不法行為債権の時効について特別規定を置く立法の中で、最長期間(二重期間)を設けない立法があるのでこれを紹介する。以下のように、起算点と期間とで諸立法を分けることにしよう。

#### 1 客観的起算点による立法

##### (一) 不法行為時から五年とする立法

イタリア民法では、不法行為法ではなく総則の時効規定中に不法行為債権の時効について特別規定を置き(原則的時効期間は一〇年)、行為の時から五年<sup>3)</sup>(但し車の運行による事故の場合は二年)とのみ規定し、特に主観的起

算点を採用していない<sup>(6)</sup>。また、主観的起算点に対処するための最長期間（二重期間）もない。

また、一九九四年ケベック改正民法<sup>(7)</sup>では、①債権について訴権成立時期から三年（二九二五条。二八八〇条二項）という消滅時効の一般原則が不法行為債権にも適用されるが（次に見るように敢えて損害発生を例外として規定している）、不法行為時であろう）、②潜在的ないし進行的な物的損害、身体ないし精神的損害については、期間については変更せず損害発生時を起算点とする旨を規定し（二九二六条。時効期間に変更なし。最長期間もなし）、また、③名誉侵害については被害者がその事実を知った時から一年と、時効の起算点及び期間のいずれについても特別（二九二九条）が規定されている。あえて潜在的・進行的損害ということを明記し、最長期間を別個に規定していないので、その発生がいつになっても最長期間による限界を画さない趣旨であり、被害者救済に傾いた立法として評価することができる。

主観的起算点が問題になるのは例外的な事例ではあるが、その例外的な事例の扱いを、不法行為から五年であつさり切り捨ててよいのかは疑問が残る。起算点において問題となる事例は三つである。①まず、主観的起算点特有の問題が生じる事例として、被害者が、④損害の発生を知らない事例、及び、⑤損害は知っているか加害者（賠償義務者）を知らない事例、そして、②客観的起算点そのものが問題となる（二重期間ならば最長期間の起算点が問題となる）事例として、不法行為と損害発生との間に時間的間隔のある遅発性の疾病、時限爆弾の設置、欠陥による損害の発生などの事例である。イタリア民法のように不法行為の時から起算すると、①では損害や加害者を知らず、②ではそもそも損害が発生せず損害賠償債権が成立する前に時効が開始更には完成までしてしまふことになる。この点、ケベック改正民法は改善されており、潜在的ないし進行的な物的損害、身体ないし精神的損害については損害発生時が起算点となる。しかし、一方で、損害が発生しなければいつまでも時効が完成せず、他方で、損害が発生しさえすれば、加害者不明でも時効が短期で完成してしまうことになり、前者は被害者

救済に厚すぎ、後者はこれが十分ではない。

加害者不明の事例についていえば、もし客観的起算点によるのであれば被害者に一〇年以上の加害者を探し出すのに必要な相当の時効期間が保障されるべきであろうが、ところがそうすると、殆どの事例は不法行為と同時に損害が発生し加害者も明らかな事例であり、そのような事例にまで一〇年もの期間を被害者に与えるのが適切なのか疑問になってしまう。やはり単一の時効期間によるには限界があるといわざるをえない。

(二) 損害発生時から一〇年とする立法——長期時効だけの立法

(1) 特則のない立法

フィンランド損害賠償法は、損害発生時から一〇年と規定するだけであり、<sup>(8)</sup> 不法行為時ではなく損害発生時を起算点とし、別個に主観的起算点による短期の消滅時効規定に対処するための最長期間(二重期間)を置いていない。損害発生まで時効を起算しないという点で、損害が発生しない限りいつまでたっても時効が進行そして完成しない点で、被害者救済に傾斜しており、他方で、加害者不明でも時効が起算されてしまう限りでは、やはり(1)の立法例同様に被害者の救済は十分には配慮されていないことになる。

(2) 特則のある立法——フランス二〇〇八年改正前の法律

当初特別規定がなかったフランス民法には、一九八五年八月五日の法律により、二二七〇―一条が追加され、損害またはその悪化の「発生」時から一〇年(二二七〇―一条。二項が追加されその後一項になる)の消滅時効が規定され、但し、未成年者に対する性的侵害、暴行、野蠻行為については、時効期間は二〇年とされる(二二七〇―一条二項。一九九八年に追加)。主観的起算点を採用せず、損害発生時という不法行為時というよりは被害者保護に配慮した起算点になっている。通常の不法行為と同時に損害が発生する事例では、一〇年も期間を与える必要があるか疑問があり、他方で、加害者が不明でも一〇年で時効にかけてよいのかやはり疑問が残る。

なお、犯罪に該当する場合に、民事での賠償請求訴訟でも公訴時効と同じ規律に服するという規律は、一九八〇年一月二三日の法律による刑事訴訟法の改正により廃止されている。但し、刑事訴訟手続における付帯私訴については公訴時効に服する点は変わりはなく、その結果、人道に対する罪は時効にかからないというのは、付帯私訴についても同様である。

(3) 特則のある立法——フランス二〇〇八年改正法

右のフランス一九八五年改正法の基本枠組みは二〇〇八年新時効法にも承継されるが、大きな修正がなされている。<sup>(10)</sup>

①まず、<sup>(a)</sup>原則的な主観的起算点（権利行使を可能とする事実を知りまたは知りうる時から起算）からの五年の時効（二二二四条）、そして、<sup>(b)</sup>権利発生時から中断・停止があつてもそれ以上延期されることのない「起算」のみならず「延長」にも対応する二〇年の最長期間が導入されており、この一般原則が、以下の特則が適用になる事例以外には不法行為債権（一般原則なので、契約責任に基づく損害賠償債権<sup>(11)</sup>）にも適用される。②そして、「期間及び起算点についての特則」の中で、<sup>(a)</sup>身体侵害については損害確定から一〇年（二二二六条一項）、<sup>(b)</sup>未成年者に対する性的侵害、暴行、野蠻行為についてはこの期間は二〇年（同条二項）とされる（②は不法行為に限定されず契約責任でも同じ）<sup>(12)</sup>。②は①<sup>(a)</sup>に対する例外であるだけで、①<sup>(b)</sup>の最長期間（二重期間）は適用されるかどうかのようであるが、二二二二条二項により最長期間の適用が二二二六条の場合には排除されている。なお、損害の「発生」(manifestation)ではなく「確定」(consolidation)に変更したのは、二〇〇〇年五月四日の破毀院第二民事部の判決を採用したものである（法案原案では改正前と同じであったのを、元老院で修正）。従って、負傷時ではなく症状固定時に起算されることになる。

このように二〇〇八年改正法は、原則的には二重期間、例外的に単一期間で損害発生時が起算点となり一〇年

または二〇年ということになる。改正前の二類型から三類型にされたことになり、二重期間と単一期間の類型とを組み合わせていることになる。単純化を一步譲つても、類型化して結果の妥当性も実現しようとするものといえよう。②では主観的起算点によらないので、不法行為と同時に損害が発生する場合には、加害者不明の事例では、①では最長期間の適用により不法行為から二〇年で時効にかかるのに、②aでは不法行為から一〇年で時効にかかるということになり、被害者救済を厚くしたはずなのに逆になるという結果をもたらすことになる。

## 2 主観的起算点による立法

プロイセン一般ラント法に做った立法として、例えば一八五三年のヘッセン時効法は、被害者が損害及び賠償義務者を知った時から時効を起算するが、時効期間は三年ではなく五年であったということである。恐らくプロイセン一般ラント法に做った立法なので三〇年という最長期間は別個にあるものと思われる。ポルトガル民法は、権利を知った時から時効を起算し時効期間を三年としているようである。最長期間が別個に設定されているかは確認していない。もしこれだけの単一期間であるならば、(一)の立法では、被害者が賠償義務者を知り得ないまま時効が完成してしまうが、この立法では、最長期間がないのでいつまでも時効が完成しないことになる。その意味で、最長期間(二重期間)を設定しないで主観的起算点を導入する点で、最長期間(二重期間)を設定する立法よりも、司法秩序の利益や賠償義務者の時による免責よりも被害者救済を優先する価値判断に基づく立法といえよう。残虐行為に時効を否定する立法は別にして、立法の中では最も被害者救済に厚い立法であるといえよう(期間はとりあえず比較しない)。

### 3 二重期間によらない立法の評価

結局、二重期間によらず単一期間によると、被害者救済と加害者の解放のいずれか一方に偏った解決にならないことをえなない。

①客観的起算点によると、とりわけ加害者不明の場合に被害者保護が軽視され、ところが、それも考慮して時効期間を長期なものにすると、直ちに権利行使ができる場合にまでそのような長期の期間保障する必要があるのか疑問になる。②他方で、主観的起算点によると、被害者が加害者を知りえない限り永遠に時効は完成しないことになり、不都合である。

このように、単一の期間による立法では、単純化は実現できるが結果の妥当性には問題が残ってしまうことになる。そのため、多少複雑にはなるが最長期間を設ける主観的起算点＋短期時効及び客観的起算点＋長期時効の二重期間によつてこそ、被害者救済と加害者の解放という二つの要請を適切に調和させることができると思われる<sup>(6)</sup>。フランス二〇〇八年改正民法のように、二重期間と単一期間とを組み合わせるの、複雑になるだけでなく結論が必ずしも妥当なものとはならないことは先に見たとおりであり、ここまで凝った立法をしなくてもよいであろう（ドイツ民法も三重期間を設定するなど凝った立法になっている）。では、どのような二重期間がよいのであろうか、次に二重期間による立法を眺めていこう。

(5) 不法行為時と条文上はなっていないも、日本民法七二四条後段のように解釈により損害発生時とされる例もあるので、解釈運用まで調べる必要があるが、この点は不明である。

(6) 風間鶴寿訳「イタリヤ民法典（追補版）」（昭五八年）による。

(7) ケベック民法における時効規定については、加藤雅之「ケベック法」金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言』（別冊N

B 七(二三号)〔以下、『現状と改正提言』で引用〕一五二頁(平二〇)参照。

(8) クリステイアン・フォン・パール(窪田充見編訳)『ヨーロッパ不法行為法』(昭六三)の巻末資料による。

(9) 起算点は不法行為時ではなく損害の発生時なので、身体侵害の場合には、損害の確定の時から時効が起算される(Cass. 2<sup>o</sup> civ., juil. 2002, Bull. civ. II, n<sup>o</sup> 177 - Cass. 2<sup>e</sup> civ., 4 mai 2000, Bull. civ. II, n<sup>o</sup> 75)。

(10) 二〇〇八年フランス時効法については、金山直樹・香川崇「フランス」『現状と改正提言』一六五頁以下参照。

(11) 停止・中断はなくても、「時効の進行」の中に規定されており、時効と位置づけられている。従って、援用が必要になる(二二四七条)。

(12) フランスでは不法行為責任と契約責任とは競合せず、かならず契約責任によることになっているため、不法行為と本質的に変わらないような事例について、不法行為一〇年、契約責任三〇年という大きな差が生じるが、これを不合理と見て、時効の単純化によりこの差を解消したのである。

(13) また、二重期間では、最長期間の経過については、中断・停止は影響しないという限定をつけることにより(訴訟提起は別)、より法的安定性を確保なものとすることができる。時効期間を一本とする立法では、そのような期間とすることはできないではないであろうが、出訴期間ないし除斥期間として不法行為債権だけその特殊性からして立法することになる。

#### 四 特則を設ける立法(2)——最長期間(二重期間)を設ける立法<sup>(14)</sup>

##### 1 最長期間を出訴期間と明記する立法

ベルギーでは、一九九八年の民法改正により時効規定が改正され、二二六二bis条一項により原則的時効期間をそれまでの二〇年から一〇年に短縮すると共に、契約外責任の損害賠償訴権(不法行為債権)について特則を設け、①被害者が損害及び加害者を知りまたは知りえた時から五年で時効にかかり(二項)、但し事実(不法行

為）から二〇年間のみ訴訟は受け付けられるものとしている。従って、二〇年までは訴訟は可能であり、訴訟中に二〇年が経過しても権利行使は妨げられないが、五年の時効が起算されないまたは中断・停止があっても不法行為から二〇年を経過すると訴訟は提起できなくなる（二〇年以内に訴訟が提起され確定判決を得ていれば、それ以後は確定債権についての普通の時効に服することになる）。

以下の立法でも、最長期間を時効期間としながら、起算停止だけでなく進行及び完成停止更には中断の適用を排除するデッドラインとして規定する立法が多く、ただ訴訟が提起されれば長期の時効期間を経過しても時効完成は阻止されるのであり、ベルギー民法の最長期間もそのような特殊な時効期間と同じであろう（但し、援用不要ならば事情が異なってくる）。

## 2 最長期間も時効期間とする立法

二重期間を採用する場合には、最長期間も時効期間であり、その満了により時効が完成するものと構成する立法が普通である。最長期間のデッドラインとしての意味合いについては、既に言及したが次の二つの立法が考えられる。

### ① 「起算」対応＋原則的時効の単純適用

主観的起算点によると、加害者が不明であると永遠に短期の時効期間が起算されず、原則的時効期間が三〇年であるとする、短期化したのに原則的時効期間よりも時効完成が長くなりかねなくなる。そのため、客観的起算点からの原則的時効期間を最大限として二重に時効期間を適用する制度が考えられたのである（プロイセン一般ラント法などはこのようなものといってよいか）。主観的起算点による短期時効の「起算」に対応するだけなので、短期の時効が起算されればその後中断・停止で原則的時効期間を超えても、原則的時効期間によるストップは



かけられないことになるはずである。

② 「起算」「延長」対応の特別の制限期間

他方で、原則的時効期間が三年や五年という短期化される立法では、原則的時効期間を最長期間として機能させるために二重に適用するという処理はできなくなる。原則的時効期間とは別に不法行為債権の時効についてデッドラインを引く期間を新たに創設することになり、これは「起算」に対処するだけでなく、短期の時効期間が中断・停止により「延長」されても、この期間をすぎたら時効にかかってしまうという特殊な時効期間（援用が必要な時効）ということになる。取引債権について一九七四年のニューヨーク条約二三条、製造物責任についてEC指令一条によってこのような最長期間が導入されているが、国際的な条約などが始めてあり、イギリス法の出訴期間の影響によるものであろうか。フランス二〇〇八改正民法二三二条一項、PECL一四一三〇七条、DCFR七二三〇七条などは、中断・停止に対するデッドラインでもあることを明示している（ドイツ民法一九九条二項、四項は、この点を条文では明示しておらず、中断・停止が認められる）。

時効期間また最長期間の起算点（不法行為時か損害発生時か）をめぐる、立法も多岐に分かれる。

(一) 起算点

(1) 短期時効の主観的起算点

短期の主観的起算点については、損害及び加害者（賠償義務者）を認識の対象とするが、これらを知ることと必要とするか、知り得ることで足りるとするかは立法により分かれる。最近は後者が増えているが、プロイセン一般ラント法は知ったことを必要とし、当初のドイツ民法も同様であったが、改正法では重大な過失により知らなかった場合も起算されることを明記している。被害者が知ったという主観により時効の完成が左右されること、過去の主観を認定することの困難さという問題を認識しつつこれを解決しないままドイツ民法はあえて認識を要

件としたのであり、認識可能性でよいという近時の多くの立法はこれを克服しようとしたものといえよう。過失でもよいと構成し認識可能性を問題にできるようにして、その認定を容易ならしめようとしたのである。解決方法としては、客観的起算点を原則としつつ、認識がなかったことを起算停止事由とすることにより、証明責任を被害者⇨債権者側に転換することも考えられており（ペーター・ス、ツイン・マン草案）、起算停止事由を損害・賠償義務者を知らないだけでなく過失なくして知りえなかったことも要件とすると（PECL, DCFR）、更に賠償義務者に有利な制度になる。

(2) 長期時効の客観的起算点

長期時効の客観的起算点については、損害発生を必要とせず不法行為時とする立法例が多い（プロイセン一般ラント法に始まり、ドイツ民法、スイス債務法、中国、日本、韓国、ギリシャなど）。単一期間ではフランスのように損害発生を起算点とすることを明示する例があるが、二重期間では損害発生を必ず必要とすることを明示する立法はない（例えばPECL一四二〇三条は、損害賠償請求権を生じさせた行為の時と規定）。ところが、そうすると損害賠償請求権が発生していない段階で時効を起算することになり、時効の一般原則に対して特則になってしまう。

この点、①あくまでも原則的時効を二重に適用するだけだとすれば、時効の原則によるべきであり損害が発生して損害賠償債権が成立することが必要になるはずである。そのため、日本がまさにそうであるように、解釈により損害発生を要件とする可能性はある。②しかし、「起算」に対応する単に原則的時効期間を適用するだけではない、中断・停止による「延長」にも対応するための特殊な時効期間の導入であれば、この点の特則も認めることは可能であり、損害の発生前、従ってまた損害賠償債権の成立以前に不法行為時から最長期間を起算することは合理的である（援用以外は除斥期間）。なお、ドイツ民法は、生命等の侵害以外の事例については損害発生か

ら一〇年、損害発生を問わない不法行為から三〇年という三重の期間制限を設定している（後述）。

## (二) 時効期間

長短の時効期間の組み合わせについては、立法により一致していない。

### (1) 一年・一〇年

スイス債務法は、日本民法よりも先に原則的時効期間を一〇年としたが、不法行為債権についても特則を設け、同法六〇条（改正前六九条）一項で、損害及び賠償義務者を知ってから一年、不法行為から一〇年という最長期間を採用している。<sup>(15)</sup> 後者の一〇年は、原則的時効期間の適用を確認するものと思われ、停止・中断については何も言及されていない。

### (2) 二年（一年）・二〇年

一九八六年の中華人民共和國民法通則は、原則的時効期間を二年としつつ（一三五条）、したがって不法行為債権にもこれが適用されるはずであるが、不法行為について時効期間を短くする特則が置かれている。即ち、身体侵害の損害賠償、質量不合格商品の売買、賃借料の支払いの遅延、預けた物が紛失、損壊した場合については、時効期間は一年とされる（一三六条）。この場合には、①権利の侵害を知りまたは知り得べかりし時から起算し（一三七条）、②権利侵害から二〇年を超えた場合には保護されないが、特別な事情があれば、時効期間を裁判所が延長することができるものとされている（一三七条但書及び後段）。裁判所に裁量的延長権を認めるところは、後述のイギリス法に類似する。

### (3) 三年・三〇年

改正前の一九〇〇年施行のドイツ民法は、先に述べたプロイセン一般ラント法を承継し、①損害及び賠償義務者を知ってから三年、②不法行為から三〇年という最長期間（二重期間）を設定していた（旧八五二条一項）<sup>(16)</sup>。や

はり、三〇年という最長期間は原則的時効期間である。不法行為に基づく損害賠償債権について、時効期間を短期化する理由としては、大抵が突然かつ不意に生じた事件が問題になり、すぐに要件を満たしていたか不明確になり、また、何年も損害賠償請求を認めると、債務者の防御が困難になることに求められた。<sup>17)</sup> オーストリア民法一四八九条も基本的に改正前のドイツ民法に類似しているが（但し、損害賠償訴権一般について規定）、当初は被害者が損害を知ってから三年であり、加害者を知ることまでは要求されておらず、また、損害が知られない場合または犯罪を構成する場合には、三〇年の時効にかかるものとされていた（一九一六年の改正により加害者を知ることにも必要なことに変更された<sup>18)</sup>）。三〇年は、損害が知られない場合には最長期間（二重期間）であるが、犯罪の場合には損害を知っても三〇年の単一期間である。

(4) 三年・二〇年

現行日本民法は、旧民法は改正前のフランス民法同様に不法行為債権について特別規定を持っていなかったのを修正し、ドイツ民法（草案）にならって損害及び賠償義務者を知ることがを要する主観的起算点から三年という短期の時効期間を設定し、他方で、不法行為の時から二〇年という最長期間を設定した（七二四条）。

(5) 三年・一〇年

韓国民法七六六条は、基本的には日本民法七二四条をベースにしているが、前段・後段を一項・二項に分け、一項で主観的起算点から三年の時効、二項で不法行為の時から一〇年を経過したときも同様と規定している。韓国民法は、日本民法が立法過誤として批判されたり立法論として別の提案がされている内容を採用し改善を加えており、錯誤の効果を取消しとしたり、物権行為について形式主義に変更するなどの変更がされており、最長期間を原則的時効期間一〇年にあわせたのである。

なお、一九八五年の製造物責任についてのEC指令は、原告が損害、欠陥及び製造者を知りまたは知ることが

できた時から三年の「出訴期間」(二〇条一項)が設定され、他方で、商品の「流通」から一〇年を経過すると被害者の権利が消滅するが、期間内に訴訟手続きをとったときはこの限りではないとされている(二一条)。一〇年は、訴訟の提起なくして経過すると権利を消滅させることになるので、「起算」「延期」のいずれにも対処する期間である。

(6) 三年・一〇年を原則とし例外を認める

一九九二年のドイツ債務法改正委員会草案は、被害者が損害及び賠償義務者を知った時から三年、行為または危険が現実化した時から一〇年という最長期間を設け(一九九条。三〇年を一〇年に短縮)、生命、身体、健康、自由の侵害に基づく損害賠償債権については最長期間を一〇年ではなく三〇年とした(二〇一条)。ペーターズ、ツインマーマン草案では、不法行為債権について特別規定を置かず、二年(主観的起算点ではなく停止事由)と一〇年の一般規定により、三年と三〇年を大きく修正したが、この委員会草案は生命等以外の侵害についてだけ三〇年を一〇年に変更したことになる。法益の重要度で分けて、生命等以外の侵害については、損害の発生がなくてもまた加害者不明でも、一〇年で打ち切りという決定をしたことになる。

ところが、ドイツ改正民法は更に複雑な修正をする。<sup>19)</sup> ①a請求権(債権)を基礎付ける事情及び債務者を知るかまたは重過失なく知りえた時から三年(一九九条、一九九条一項)・②請求権発生時から一〇年という原則に対して、②aは共通のまま、②bの最長期間を修正する。生命、身体、健康または自由の侵害を理由とする損害賠償請求権(不法行為に限定しない)には行為の時から三〇年とし、請求権成立から一〇年を修正し(一九九条二項。損害発生が二年目ならば原則のほうそれから一〇年なので有利になるが、そのような事例はまずないと考えたのであろう)、その他の損害賠償請求権(不法行為に限定しない)については、請求権発生から一〇年か行為の時から三〇年のいずれかにより時効が完成するものとする(一九九条三項)。

ツインマーマンの起草による二〇〇二年のヨーロッパ契約法原則（PECL）の時効規定は、<sup>(20)</sup> 原則的時効期間を三年とし（一四二〇一条）、起算点を権利行使可能時としているが（一四二〇三条）、債権者が債務者、債権を生じさせた事実を知らず、また、合理的に知り得ない間は時効進行を停止するので、実質的には主観的起算点と同じである。その上で、停止（起算停止も含め）または滿了延期により一〇年を超えないというデッドラインが定められている（訴訟手続きがとられていると途中で一〇年を超えてもよい）。その特例として、人身損害による債権は最長期間が三〇年とされている（一四三〇七条）。法益によって上限期間に特例が認められているのである（PECLを承継するDCFRも同様）。

これらの影響を強く受けたのが、二〇〇五年のカタラ委員会によるフランス民法改正準備草案である（草案起草はマロリー。そのためマロリー草案と略称したい）。基本的時効期間を三年としつつ（二二七四条）、債権の存在と範囲を債権者が知らない限り時効は進行しないと（二二六四条二項。起算停止事由構成）、債権発生事実より起算、進行停止、中断があるかと一〇年で時効が完成するという一般原則として二重期間を導入し（二二七八条二項）、人道に対する犯罪は時効にかからず、原則的時効期間の三年は身体侵害または残虐行為による損害賠償債権については一〇年とし、また、これにあわせて一〇年の最長期間も身体侵害または残虐行為さらには環境侵害（これは原則的期間は三年のまま）については三〇年とされる（二二七八条二項）。このように、製造物責任についてのE C指令の国内法への導入は別としても、フランス民法の伝統にはない最長期間（二重期間）が設定されている。

(7) 五年・二〇年

ギリシャ民法は、被害者が損害及び賠償義務者を知った時から五年の時効の他、不法行為の時から二〇年という最長期間を設定している。また、オランダ新民法典（一九九五年）は、債務不履行による損害賠償債権についても規定し、債務不履行による訴権は、債務者が不履行を知った翌日から五年、不履行から二〇年とする（三三

三一条(1)。不法行為債権については、被害者が損害、違約罰の執行可能性及び責任を負う者知った翌日から五年、事実から二〇年(三三一条(1))という時効に服し、但し、大気、水質もしくは土壤汚染については事実から三〇年と最長期間についての特例が規定されている(三三一条(2))。これは、一九九三年六月二二日の「環境に対する危険な活動から生じた損害についての民事責任に関する条約」の影響である。<sup>21)</sup>

### 3 特殊なイギリス法<sup>(22)</sup>——基本的には三年・一五年

イギリスでは数回にわたる改正により意図せずに複雑な状況になっており(そのため現在改革論議が検討中)、基本的時効期間は、一九五四年法で、人身被害の訴権について三年に時効期間が短縮される。また、一九八五年法で名誉毀損の訴権が六年から三年にされるが、訴訟原因に関する事実が原告に知られていなかった場合、裁判所にもう一年延長する裁量権が認められる。また、人身被害、消費者保護法上の訴権、船舶の欠陥による損害賠償訴権についても、裁判所に裁量的な延長の権限が認められる。

基本的時効期間の起算点は、訴訟原因の発生時であり、不法行為では現実的損害の発生時であり、詐欺の場合などに例外が認められる。一九八六年法によりすべての過失不法行為による訴権につき三年の時効期間とされたが、①合理的に認識可能時が起算点であり、かつ、②訴訟原因の発生(先のように損害発生時)から六年を経過していなければならないものとされる。これは、どちらか早いほうではなく、二つの期間を両方満了することが必要とされており、改正を重ねた結果、意図せずしてこのような状況になったようである。そして、ロングストップが一九八六年潜在的損害法により導入され、過失不法行為の最後の時から一五年の経過により訴権が消滅するものとされた。

- (14) なお、取引上の債権についてのニューヨーク条約のような例もある。長期の期間は独自の時効期間というよりも、短期の時効期間がどんなに中断・停止により延長してもこの期間は超えられないというだけの単に短期の時効期間についての延長のテッドラインを引く期間に過ぎないことになる。以下に述べる長期時効期間も実は起算点こそ異なるが、①短期の起算点が起算点から停止・中断なしにまだ満了していない場合には、独自の時効の完成としての意味があるが、②短期の時効期間が停止・中断をしている場合には、それ延期のテッドラインを画する期間としての意味も持つことになる。
- (15) なお、犯罪に該当する行為については、刑法により長い時効期間が規定されている場合には、その期間によるものとされておおり（六〇条二項）、刑法の時効期間は分らないが、一年というのは犯罪に該当しない場合についての規律に過ぎない。なお、法典調査会における穂積陳重博士の説明によると、モンテネグロ民法も一年と一〇年になっているということである。
- (16) 一九〇〇年ドイツ民法における不法行為債権の時効規定の起草過程については、内池・前掲書注（４）九頁以下に詳しい。三〇年の起算点については、損害発生の時ではなく不法行為の時とすることによって、損害が行為時より送れて発生する場合には、債務者（賠償義務者）の利益に修正されることを認めている（同一頁）。また、三〇年について時効期間ではなく除斥期間とする提案もされたが、そうする必要も合目的性もないということと退けられている（同二二頁）。
- (17) 半田吉信「消滅時効法改正に関するペーター・ス、ツイン・マンの提案（一）（二）」『西ドイツ債務法改正鑑定意見書の研究』四五頁（昭六三）。ペーター・ス、ツイン・マンは鑑定意見書における立法提案において、不法行為について特別規定を置かない。但し、一般規定において、客観的起算点から二年（一九五五一条一項。権利者の不知による起算停止あり）（一九九一条）、停止によっても最大一〇年までしか延長しえない（二〇八条）という、結局は二重期間になっている。
- (18) 末川・前掲論文注（一）一三二頁による。
- (19) ドイツ改正民法の時効規定については、齋藤由紀「ドイツ新時効法」『現状と改正提言』一五六頁以下及びその引用文献参照。
- (20) 契約法原則と称しながら消滅時効の原則規定を置いており、そこに不法行為債権の時効も規定されている。反対に不法行為法についてのコチオル原則は、時効規定を置いていない。
- (21) オランダ新民法については、条文訳は「現状と改正提言」二五〇頁以下（松久三四彦訳）及び同一七四頁以下の片山直也



「オランダ」参照。

(22) イギリス法については、矢頭敏也「イギリスの出訴期限法」比較法研究二二号（昭三六）五頁、松尾弘「イギリス法における消滅時効法」『現状と改正提言』一四二頁参照。

## 五 不法行為債権の時効規定における特則

ベルギー民法、日本民法など不法行為債権について（PL法など特別法は別として）単一の規定を設け、侵害態様、侵害法益の種類により特則を設けていない立法もあるが、類型によって不法行為債権の時効についての規律を変える立法が多い。民法に特別規定を置かないフランス法が犯罪については公訴時効に服せしめていたというのは除くとしても、犯罪になる場合、故意の場合、生命など重要な法益の侵害のように市民感覚からして、公訴時効に差があるように、民事責任においても時による免責であるとすれば、時による免責の要件としての時効期間についても差があつてしかるべきであろう。しかし、既に見たように、イギリスでは、一六二三年出訴期限法のように決め細かい時効規定を置いていたのが、その後の新しい出訴期限法によりある程度は整理されたものの、依然として単純化には程遠い状況にあり、英米法系では同様の状況で、時効法の改正作業が進められており、また、大陸法はかなりシンプルになっており、どこまで単純化との調整で手を打つかが課題とされよう。既に説明したところをまとめておこう。

### 1 侵害法益による特則

まず、侵害法益によって特則を設ける立法がある。フランス二〇〇八年改正民法では、①主観的起算点から五

年（最長期間一〇年）という原則に対して、②身体侵害については損害発生ないし確定から一〇年、③未成年者に対する性的侵害、暴行、野蠻行為については損害発生ないし確定から二〇年とされる。PECL 1:103:7条（DCFR 7:107条も）は、人身損害について最長期間を原則の一〇年から三〇年に延ばしており、改正ドイツ民法は、三年・一〇年という原則に対して、生命等の侵害の場合には、行為の時から三〇年としている（損害が発生し請求権が成立したときからではないので起算点は不利な変更）。また、基本的時効期間の三年についても、土地工作物責任、土地工作物の製作における欠陥の原因となった原材料の提供者の責任は五年と修正されている。ケベック新民法は、名誉侵害については被害者がその事実を知った時から一年と、客観的起算点からの原則三年を、起算点では被害者に有利に期間では不利に修正している。オランダ民法は、五年、二〇年という原則に対して、大気、水質もしくは土壌汚染については事実から三〇年と最長期間を変更する。

中華人民共和国民法通則は、原則的時効期間を二年に対して、主観的起算点によりつつ、身体侵害の損害賠償、質量不合格商品の売買、賃借料の支払いの遅延、預けた物が紛失、損壊した場合については、時効期間を一年とする修正がされている。身体損害については時効期間を逆に短くするというのは異例な立法である。

以上のように、侵害法益に関しては、同じ人格権侵害でも名誉権侵害は時効期間が短縮されるが、身体侵害については時効期間がより長期化される傾向がある。また、条約の関係もあり環境侵害についても時効期間が長期化されている。

## 2 侵害行為の態様

スイス債務法は、損害及び賠償義務者を認識してから一年、不法行為から一〇年としつつ、犯罪に該当する場合には刑事時効がより長ければそれによるものとなっている。オーストリア民法も犯罪に該当する場合には三年

が三〇年とされる。しかし、犯罪に該当するか否かという刑法上の議論を民事裁判においてしなければならない不都合は免れない。ドイツ改正民法も三年という原則的時効期間が、義務者が悪意（故意）の場合には一〇年とされているが、故意の有無を訴訟で判断しなければならなくなる。

### 3 損害の態様

ケベック民法は、客観的起算点からの三年という原則に対して、潜在的ないし進行的な物的損害、身体ないし精神的損害については、損害発生時を起算点とするものと、起算点についてのみの修正をしている。製造物責任についてのE.C指令も主観的起算点から三年、製品が流通においてから一〇年とする。P.E.C.L.のように最長期間の起算に債権の成立を必要とすれば、損害が発生して損害賠償債権が成立することが必要になり、このような立法であれば潜在的ないし進行的な損害について特別を設ける必要がない。不法行為時を最長期間の起算点とする立法でのみ考慮される問題である。

## 六 比較法から得られる示唆——立法論的提言に向けて

### 1 規定の方式（二重期間方式を採用するか）

既述のように、二重期間によらない立法では、被害者と賠償義務者の利害のきめ細かい調整は行えないのに対して、主観的起算点からの短期、客観的起算点からの長期の二重の時効期間を設定するならば、加害者不明の場合の被害者救済を実現しつつ、加害者が分からずいつまでも時効にかからないということを阻止することもでき、更には、損害の発生を問うことなく、長期の期間制限に中断・停止へのデッドラインとしての性格も付与するこ

とも可能になる。

## 2 二重期間の内容

### (一) 最長期間の性質

最長期間を、主観的起算点による短期時効期間の「起算」が遅れることに対処するだけのものとするか（原則的時効による最大限を画する例が出発点であるが、原則的時効期間が短縮され特別の時効期間を設定することによっても「可能」、それとも、「起算」だけでなく中断・停止による時効完成の「延長」<sup>(23)</sup>にも対処する期間とするか、二つの立法が可能である。期間と起算点の組合せを視野に入れて考えるべき問題である。

### (二) 起算点

主観的起算点＋短期と客観的起算点＋長期の組み合わせによるべきであるが、これらの起算点も立法により一致していない。

#### (1) 短期時効についての主観的起算点

まず、主観的起算点については、被害者が損害及び賠償義務者を知ることを必要とするか（ドイツ民法、マロリー草案。重過失は悪意と同視される）、それとも、知りえたというだけでよいのか（PECLなど）といった問題点がある。知りえた段階で起算しても、調査に要する期間分を考慮して短期時効期間を長くすることも考えられるが（例えば一〇年）、直ちに知った場合にはそのような長さは不適切であり、あちらを立てればこちらが立たないことになる。他方で、重過失にも拡大するとはいえず、知りえたのでは足りないというのは、いくら別個に客観的起算点による最長期間があるとはいえず、賠償義務者の解放との調整また実際に知った勤勉な被害者とのバランスという観点からは、怠慢な被害者を保護しすぎるように思われる。

そもそも知るといった主観的事実を問題にして時効の完成を不確実にすることの適否、そして、長期が経過するとその認定が困難になっていくといった問題を考える必要がある。この問題の解決方法は二つである。①まず、起算点を完全に主観化せず、過失がある（＝知りえた場合）場合も起算を認める方法がある。過失という客観的要件化することにより客観的事実により認定が可能になる。②もう一つは、客観的起算点を原則として、損害及び賠償義務者を知らなかったことを起算停止事由とすることにより証明責任を転換し、起算障害事由を主張する被害者に自分が知らなかったことの証明責任を負わせることである、③更には、②の起算障害事由方式でかつ知りえないことも停止のために必要とすれば、より賠償義務者に有利になる。①が当初のドイツ民法であったが（フランス二〇〇八年改正民法もこれといえよう）、今は三段階にすることにより多少は緩和している。②はペータース、ツインマーマン草案一九九条の提案であり、③はマロリー草案二二六四条二項、PECL一四一三〇一条やDCFR七三〇一条である。

(2) 長期時効期間の起算点

長期の時効期間（最長期間）の起算点については、不法行為時とするか損害発生時とするかが問題である（製造物責任についてのEC指令は流通時）。単一期間による立法では、フランス民法二二二六条のように損害確定時を起算点と明記する立法があるが（原則は二重期間であるが、二二二六条は二二三二条二項により最長期間の適用排除）、二重期間を採用する立法では、不法行為時とする立法が殆どである。ドイツ民法では、三〇年もの長期であるため、損害発生がなくてもあえて不法行為時を起算点としたのである。改正ドイツ民法では、長期時効期間が二重に設定されており、①不法行為時から三〇年を原則とするが、②生命等の侵害以外には損害発生（＝損害賠償請求権の成立）から一〇年のいずれかにより時効が完成するという三重の期間を設定する例もある（②のほう被害者に不利）。このことから分かるように、不法行為時からとするならば（結局、普通は短期の時効で処理され

る）三〇年といった長期の時効期間が必要なのであるが、損害発生時から起算するのであれば（生命侵害などにつき特例を設けるかは考察の余地はあるが）一〇年程度でも不都合がないことが示唆されているといえる。敷衍しよう。

① 不法行為時を起算点とすると、潜在的に進行する被害に対処できないが、三〇年といった相当の長期にしておけば不都合は回避できる（それでも救済されない被害は、別個に救済立法を制定するしかない）。最長期間を長くしても、通常は損害が直ちに発生し短期の時効により処理されるので、その短期の時効が起算されない極まれなケースだけ長期時効が機能するため、その場合に被害者に何年で権利を失わせてよいのかを考えればよく、そうであれば、かなりの長期でも不合理ではないであろう。② 他方で、損害発生時を長期時効の起算点だとすれば、同じ期間であれば①よりも救済は厚くなるが、しかし期間は①のように長い必要はなく逆に長期であると不都合である。起算点を損害発生時としても問題になるのは加害者が不明な事例だけであり、加害者の調査期間として何年を保障すればよいのかを検討すれば足りよう。

(三) 期間の長さ

(1) 短期時効期間

期間の長さは、まずは原則的時効期間が一〇年以上のところでは別個に短期時効期間が導入され（一年～五年）、これが三年から五年のところでは同じ期間が不法行為債権の短期時効期間にも適用されている。一番多いのは三年といえよう。

(2) 長期時効期間

問題は長期時効期間であるが、起算点の設定との関連で考えなければならぬことは、既に(二)で言及した。いずれにせよ、短期時効との組み合わせがあることも考えながら立法を構想する必要がある。

損害未発生でも起算するかは、客観的起算点の問題であり、損害賠償債権が成立しておらず権利行使できないのに起算するという——時効制度からは異例な——特例を認めるかという問題であるが、ドイツのように三〇年というかなりの長期にしている立法では、その間に損害が発生しないことはおおよそありえず、殆どは短期時効で問題が解決されることになる。二〇年や一〇年にとすると、進行性損害や遅発性損害については問題になる事例が生じてこようが、それで不法行為時を起算することにして、賠償義務者保護に傾斜すべきか考えなければならぬところである。しかし、二重期間とする立法は不法行為時から起算するものと決断したものである（但し、日本のようにその決断が起草段階で明確ではなく、損害発生時説が解釈により採用される国がある）。損害が発生しているが長期にわたって被害者に知られないというのは更にレアケースになるうが、損害賠償債権は成立しているのが、債権成立前に長期時効を起算してよいかということでの問題ではなく、次の加害者不明と同様の問題である。

加害者不明の場合は、損害賠償債権は成立しているが事実上行使が期待できない事例である。主観的起算点による短期の時効が起算されない場合に、権利行使の機会を保障するために長期の時効期間で加害者を探す猶予期間をどのくらい与えるかが問題となる。主観的要件において認識を要求するドイツでは長期時効を三〇年とし、認識可能性に軽減するPECLなどでは長期時効を一〇年にするなど、被害者・賠償義務者のどちらの保護に力点を置くかという政策決定にかかわるが、世界の流れは不法行為時から一〇年程度にして賠償義務者の保護に傾斜しているように思われる。個別例外事例は裁量的延長や権利濫用などで処理すればよいということであろうか。

#### (四) 不法行為債権の時効の中で特則を設けるか

残される問題は、単純化という要請に反して不法行為債権の時効期間また起算点について、法益や侵害態様などによって特例を認めるかである。主観的起算点（起算停止）と最長期間ないし二重期間を一般原則として導入し、一切の債権をこれに単純化してしまい不法行為債権についても特則を設けないペーター・ス・ツインマン

草案のような提案まである。

刑事時効では市民感覚を無視できずまた多様な時効期間になっても運用するのは法律知識のある専門家であり不都合もない。しかし、民事責任においては、民事責任と刑事責任とを切り離し、また、市民の身近な生活にかかわる問題であるため、できる限り単純化することが望ましい。また、時効の根拠との関係でも、証明上の根拠によるのであれば法益の重大性による差の正当化は難しい。賠償義務者の免責の可否という観点からは、ある程度の差は正当化できよう。

まず、犯罪に該当するか否かの差を認めるかであるが、近時の立法であえてこれを取り入れるものではなく、今後立法する際には考察の対象外としてよいであろう。問題になるのは、①侵害法益による差、身体侵害などについて時効期間を長くするか、また、②侵害態様による差、故意による加害について時効期間を長くするか、である。プロイセン一般ラント法や日本民法のように古い立法では区別はしないが、近時は区別をするのが一般的である（時効全体は単純化の傾向があるが、不法行為債権は逆の傾向）。次に、区別をして特例を設けるとしてもその設け方である。短期時効期間について延長する立法は殆どなく、長期時効期間だけが延長される。また、延長するにも、ドイツのように三重式にする手の凝った立法もある。

### 3 立法提言に向けて

日本では、時効援用権の濫用のように一般条項がかなり柔軟に運用、活用されており、イギリス法における裁判官の裁量的延長権はこれで実現することが可能である。また、損害発生を最長期間の起算のための要件とするならば、進行性・潜在性疾患などを考慮して、相当長期の最長期間を設ける必要はなくなり、賠償義務者不明の場合にどの程度探し出す猶予期間を保障すればよいのかという観点から、最長期間の長さが決められるべきこと



になる。このように一つ一つの問題点は独立して考察すべきではなく、奇木細工のように、どれをどう変えれば、これをこうしなければならぬという全体の調和・バランスを考慮しつつ組み立てなければならぬのである。これは時効法内部だけでなく、一般条項の活用可否といった民法全体を視野に入れる必要があることも意味している。実際には、殆どの事例は短期時効で解決されるのであり、単純化を徹底し画一的に規定しつつ、個別具体的に不合理な事例には援用権行使の制限による処理もありうる選択肢である。何度もうのように、時効という一箇所だけでなく、法制度・運用の全体像の中で、その国における立法を考える必要がある。日本の現行法解釈も踏まえて、日本における立法論を考えるべきであり、詳しい考察は別稿に譲る。<sup>(25)</sup>

(23) ニューヨーク条約は、客観的起算点からの二つの期間、四年と一〇年の期間を設定し、後者は主観的起算点によるため「起算」されないことに対処するものではなく、中断・停止による四年の時効期間の「延長」にデッドラインを設定するものである。この二つは相容れないものではなく、「起算」対応だけ、「延長」対応だけ、「起算」「延長」両者に対応するもの三つがある。

(24) なお、主観的起算点の実現方法としては、①損害及び加害者を知った時を直截に起算点とする方法と、②客観的起算点の形の上では採用しつつ、損害及び加害者を知りえないことを起算（進行）停止事由とする方法とがある。②の難点としては、主観的起算点から短期時効期間、客観的起算点からの長期の時効期間という二重期間の設定にはしつくりいかなないという点がある（フランス民法をみよ）。

(25) 拙稿「不法行為債権の消滅時効をめぐる立法論的考察」慶應法学（慶應義塾大学創立一五〇周年記念論文集）掲載予定。